

令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（経済産業省関係）について

令和8年8月21日
経済産業省

経済産業省は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正したので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

1. 命令等の題名

令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件

2. 命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

本件告示は、令和8年熊本地震の被害状況等を踏まえ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を緊急に講じる必要があり、行政手続法第39条第4項第1号に規定する「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当することから、意見公募を実施しませんでした。